

**【議案第1号】**

**地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価について**

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業については、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、評価等の結果を地方運輸局に報告することになっているため、別紙のとおり調書を提出する。

<別紙参照>